

夜間金庫規定

第1条（契約の成立）

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

第2条（利用目的）

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用するものとします。

第3条（利用方法）

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を、当金庫所定の入金票等とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」といいます。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入するものとします。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入するものとします。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取るものとします。

第4条（預金への受入処理）

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金、証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認するものとします。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。
この処理をしたうへは、当金庫はその責任を負いません。なお、当金庫は、再鑑のためにご使用者のお立会いを願うこともあります。
- (3) 入金袋が2個以上になる時は、一方の袋に金種内訳表を入れ、別の袋に入金票を入れる等必ず全部の袋にご使用者のものとわかるように投入するものとします。

第5条（入金袋等の返却）

入金袋等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店し受け取るものとします。

第6条（鍵の保管等）

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫の開閉を行うものとします。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開扉に使用します。

第7条（届出事項の変更等）

- (1) 印鑑を失ったとき、または印鑑、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条（鍵、入金袋の喪失、毀損）

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出るものとします。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担するものとします。

第9条（損害の負担等）

この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な開扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第2条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じて、当金庫は責任を負いません。

第10条（解約等）

この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却するものとします。

第11条（譲渡、転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

第12条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第13条（手数料）

- (1) 夜間金庫手数料は、毎月18日に、預け主が指定した預金口座から、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しによらず自動引落しのうえ手数料に充当します。なお、手数料の計算は次のとおりとなります。
 - ① 手数料の計算は月によるものとし、契約日の属する月は無料とします。
 - ② 解約日の属する月は、その月を1ヶ月として手数料を徴収します。この場合、当金庫はこの手数料を解約日に自動引落しすることができるものとします。
 - ③ 契約日の属する月と解約日の属する月が同一の場合は、1ヶ月相当の手数料を徴収します。

- (2) 夜間金庫用入金帳発行の際は、発行の都度入金帳発行手数料を徴収します。
- (3) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初の引落日から適用します。

第14条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上